

5 免税対象物品を免税手続カウンターに引き渡し海外へ直送する場合

(免税対象物品を免税手続カウンターに引き渡し海外へ直送する場合)

問91 免税手続カウンターで免税販売手続を行い、その場で免税対象物品を引き渡し、海外へ直送する場合の手続を教えてください。

【答】

手続委託型輸出物品販売場において購入した免税対象物品を海外へ直送する場合の具体的な手続（承認免税手続事業者が運送事業者の代理人である場合）は次のとおりです。

① 運送契約の締結

免税購入対象者は、免税対象物品の輸出に係る運送契約を国際第二種貨物利用運送事業者の代理人である承認免税手続事業者と締結します。

② 旅券（パスポート）等の提示・情報提供及び運送契約書の写しの提出

免税購入対象者は、承認免税手続事業者に旅券等を提示・情報提供するとともに運送契約書の写しを提出します。

承認免税手続事業者は、提示を受けた旅券等により、購入者が免税購入対象者であるかを確認します。

③ 免税対象物品の引渡し

免税購入対象者は、購入した物品をその場で国際第二種貨物利用運送事業者の代理人（承認免税手続事業者）に引き渡し、当該代理人は当該運送事業者に物品を引き渡します。

④ 免税対象物品の輸出

国際第二種貨物利用運送事業者は、引渡しを受けた免税対象物品を輸出します。

⑤ 運送契約書等の保存

手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者は、提出された運送契約書の写しを納税地又は当該譲渡に係る販売場の所在地に保存します。保存期間は、免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間です（消規則7①）。

国際第二種貨物利用運送事業者は、運送契約書を納税地又は当該運送契約の締結に係る事務所の所在地に保存します。保存期間は、当該運送契約を締結した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間です（消規則7の2②）。

また、承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場ごとに、その免税販売手続に関し作成した記録を保存する必要があります（消規則10の4）（問87参照）。

※ 一般型輸出物品販売場において免税対象物品を海外へ直送する場合と共通する留意点等については、問64～66も併せてご参照ください。

(運送契約書の作成単位)

問92 免税手続カウンターにおいて、免税販売手続を代理する手続委託型輸出物品販売場ごとに免税販売手続に関する書類や記録を作成していますが、免税購入対象者が購入した免税対象物品を海外へ直送する場合の運送契約書については、送付先が一箇所であることから、当該販売場ごとに作成せず、一の運送契約書としてよいでしょうか。

【答】

手続委託型輸出物品販売場制度において、承認免税手続事業者が国際第二種貨物利用運送事業者の代理人として免税購入対象者が購入した免税対象物品を海外へ直送する場合、免税購入対象者が国際第二種貨物利用運送事業者と締結する免税対象物品の輸出に係る運送契約書は、手続委託型輸出物品販売場ごとに作成せず、一の運送契約書として差し支えありません。

ただし、運送契約書の写しは、免税対象物品を販売した手続委託型輸出物品販売場を営業者の納税地又は当該販売場の所在地において保存する必要があることから、免税手続カウンターから各販売場を営業者又は各販売場に、当該一の運送契約書の写し(他の販売場に係る免税対象物品等の記載部分を除きます。)を送付する必要があります。